

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文
 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（免許申請書） 第十七条（略）</p> <p>2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付（第二号、第四号又は第七号に掲げるものについては、提示）しなければならない。</p> <p>一 運転免許（以下「免許」という。）を受けようとする者（以下「免許申請者」という。）が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合にあつては、住民票の写し（同法第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。））を記載したものに限り。第二十条第二項第二号及び第三十五条第一号において同じ。）</p> <p>二 八（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（免許証の記載事項等） 第十九条 法第九十三条第一項の内閣府令で定めるものは、免許を受けた者の本籍（外国人にあつては、国籍等）とする。</p> <p>2 4（略）</p>	<p>（免許申請書） 第十七条（略）</p> <p>2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付（第二号、第四号又は第七号に掲げるものについては、提示）しなければならない。</p> <p>一 運転免許（以下「免許」という。）を受けようとする者（以下「免許申請者」という。）が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合にあつては、住民票の写し（同法第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限り。第二十条第二項第二号及び第三十五条第一号において同じ。）</p> <p>二 八（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（免許証の記載事項等） 第十九条 法第九十三条第一項の内閣府令で定めるものは、免許を受けた者の本籍（外国人にあつては、国籍等）とする。</p> <p>2 4（略）</p>

(免許証の記載事項の変更の届出の手續)

第二十条 (略)

2 前項の届出をしようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に定める書類を提示(第二号に該当する者であるときは、前項の届出書に同号に定める書類を添付)しなければならない。

一 (略)

二 本籍(外国人にあつては、国籍等)又は氏名を変更した者(住民基本台帳法の適用を受ける者である場合に限る。)

住民票の写し

三 国籍等又は氏名を変更した者(住民基本台帳法の適用を受けない者に限る。)

旅券等

(臨時適性検査)

第二十九条の三 法第二百二条第一項の内閣府令で定める基準は、次の式により算出した数値が四十九未満であることとする。

$$1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$$

この式において、A、B及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 第二十六条の三第一号に掲げる方法により

記述された事項についての次に掲げる数値の

総和

一 認知機能検査を行った時の年が記述されている場合には、五

(免許証の記載事項の変更の届出の手續)

第二十条 (略)

2 前項の届出をしようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に定める書類を提示(第二号に該当する者であるときは、前項の届出書に同号に定める書類を添付)しなければならない。

一 (略)

二 本籍(外国人にあつては、国籍)又は氏名を変更した者(住民基本台帳法の適用を受ける者である場合に限る。)

住民票の写し

三 国籍又は氏名を変更した者(住民基本台帳法の適用を受けない者に限る。)

旅券等

(臨時適性検査)

第二十九条の三 法第二百二条第一項の内閣府令で定める基準は、次の式により算出した数値が三十六以上であることとする。

$$7.731 + 0.641 \times A - 0.523 \times B - 0.315 \times C$$

この式において、A、B及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 第二十六条の三第一号に掲げる方法により

記述された事項について、次に定めるところ

により算出した数値の総和

一 記述された年と認知機能検査を行った時の年との差に相当する年数に十を乗じて得た数値(記述された元号が認知機能検査を行った時の元号と異なる場合にあつては、

二 認知機能検査を行った時の月が記述されている場合には、四

三 認知機能検査を行った時の日が記述されている場合には、三

四 認知機能検査を行った時の曜日が記述されている場合には、二

五 記述された時刻と認知機能検査を行った時の時刻との差に相当する分数が三十未満の場合には、一

B 第二十六条の三第二号に掲げる方法により

名称が記述された物について、次に定めるところにより算出した数値の総和

一 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数に二を乗じて得た数値

二 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかつた物のうち、分類を再び示した後には名称が

六十とする。) (ただし、算出する数値の上限は、六十とする。)

二 記述された月と認知機能検査を行った時の月との差に相当する月数に五を乗じて得た数値(ただし、算出する数値の上限は、三十とする。)

三 記述された日と認知機能検査を行った時の日との差に相当する日数に一を乗じて得た数値(ただし、算出する数値の上限は、十五とする。)

四 記述された曜日と認知機能検査を行った時の曜日との差に相当する日数に一を乗じて得た数値(ただし、算出する数値の上限は、三とする。)

五 記述された時刻と認知機能検査を行った時の時刻との差に相当する分数を三十で除して得た数値(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)(ただし、算出する数値の上限は、五とする。)

B 第二十六条の三第二号に掲げる方法により

記述された物の名称が正しく記述された場合に当該正しく記述された物の数に一を乗じて得た数値

文の規定により免許	報告する場合	事項 一 免許を受けた者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生	第三十一条の三 法第百六条の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。	2 4 (略)	<p>正しく記述されたものの数に一を乗じて得た数値</p> <p>C 第二十六条の三第三号に掲げる方法により描かれた図画についての次に掲げる数値の総和</p> <p>一 一から十二までの数字が描かれている場合には、一(一から十二までの数字以外の数字が描かれている場合を除く。)</p> <p>二 数字が数の順に時計回りに描かれている場合には、一</p> <p>三 一から十二までの各々の数字についてその描かれている位置が正しい場合には、一</p> <p>四 二の針が描かれている場合には、一</p> <p>五 指示された時が表示されている場合には、一</p> <p>六 指示された分が表示されている場合には、一</p> <p>七 指示された時及び分が表示されている場合であつて、時針が分針よりも短く描かれているときには、一</p>
	法第九十条第一項本文の規定により免許				

文の規定により免許	報告する場合	事項 一 免許を受けた者の本籍又は国籍、住所、氏名、生年	第三十一条の三 法第百六条の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。	2 4 (略)	<p>C 第二十六条の三第三号に掲げる方法により描かれた図画について、次に掲げるところにより算出した数値の総和</p> <p>一 一から十二までの数字が描かれている場合には、一(一から十二までの数字以外の数字が描かれている場合を除く。)</p> <p>二 数字が数の順に時計回りに描かれている場合には、一</p> <p>三 一から十二までの各々の数字についてその描かれている位置が正しい場合には、一</p> <p>四 二の針が描かれている場合には、一</p> <p>五 指示された時が表示されている場合には、一</p> <p>六 指示された分が表示されている場合には、一</p> <p>七 指示された時及び分が表示されている場合であつて、時針が分針よりも短く描かれているときには、一</p>
	法第九十条第一項本文の規定により免許				

<p>法第百八条の二第一</p>	<p>(略)</p> <p>を与えたとき(免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えたときを除く。)</p>	<p>年月日及び性別</p> <p>二六 (略)</p>
<p>(略)</p> <p>一 取消処分者講習を受けた</p>	<p>(略)</p> <p>一 処分を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別(免許を受けたことがある者にあつては、生年月日及び性別)</p> <p>二七 (略)</p>	<p>(略)</p>

<p>法第百八条の二第一</p>	<p>(略)</p> <p>を与えたとき(免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えたときを除く。)</p>	<p>月日及び性別</p> <p>二六 (略)</p>
<p>(略)</p> <p>一 取消処分者講習を受けた</p>	<p>(略)</p> <p>一 処分を受けた者の本籍又は国籍、氏名、生年月日及び性別(免許を受けたことがある者にあつては、生年月日及び性別)</p> <p>二七 (略)</p>	<p>(略)</p>

<p>項第二号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）を受けたとき。</p>	<p>者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別（免許を受けたことがある者にあつては、生年月日及び性別）</p> <p>二、四（略）</p>
<p>（略）</p> <p>法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習（以下「違反者講習」という。）を受けたとき。</p>	<p>（略）</p> <p>一 違反者講習を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別（免許を受けたことがある者にあつては、生年月日及び性別）</p> <p>二、四（略）</p>
<p>第三十一条に規定する場合</p>	<p>一 違反行為等をした者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別</p> <p>二、六（略）</p>
<p>第三十一条の二に規定する行為をしたとき。</p> <p>前条に規定する事由が生じたとき。</p>	<p>一 特定行為をした者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別</p> <p>二、五（略）</p> <p>一 交通事故を起こした者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別</p> <p>二、五（略）</p>

（自動車教習所の届出）
第三十一条の五（略）

<p>項第二号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）を受けたとき。</p>	<p>者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別（免許を受けたことがある者にあつては、生年月日及び性別）</p> <p>二、四（略）</p>
<p>（略）</p> <p>法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習（以下「違反者講習」という。）を受けたとき。</p>	<p>（略）</p> <p>一 違反者講習を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別（免許を受けたことがある者にあつては、生年月日及び性別）</p> <p>二、四（略）</p>
<p>第三十一条に規定する場合</p>	<p>一 違反行為等をした者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別</p> <p>二、六（略）</p>
<p>第三十一条の二に規定する行為をしたとき。</p> <p>前条に規定する事由が生じたとき。</p>	<p>一 特定行為をした者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別</p> <p>二、五（略）</p> <p>一 交通事故を起こした者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別</p> <p>二、五（略）</p>

（自動車教習所の届出）
第三十一条の五（略）

- 2 法第九十八条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 届出者が設置者である場合にあつては、次に掲げる事項
- イ 設置者が個人である場合には、その本籍又は国籍等及び生年月日
- ロ 設置者が法人である場合には、その役員の氏名、住所、本籍又は国籍等及び生年月日
- ハ 管理者の氏名、住所、本籍又は国籍等及び生年月日
- 二 届出者が管理者である場合にあつては、次に掲げる事項
- イ 設置者が個人である場合には、その氏名、住所、本籍又は国籍等及び生年月日
- ロ 設置者が法人である場合には、その名称及び住所並びに役員の氏名、住所、本籍又は国籍等及び生年月日
- ハ 管理者の本籍又は国籍等及び生年月日
- 3 (略)
- (運転禁止処分についての報告事項)
- 第三十七条の六 法第七十七条の六の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 処分を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別
- 二 五 (略)

- 2 法第九十八条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 届出者が設置者である場合にあつては、次に掲げる事項
- イ 設置者が個人である場合には、その本籍又は国籍等及び生年月日
- ロ 設置者が法人である場合には、その役員の氏名、住所、本籍又は国籍等及び生年月日
- ハ 管理者の氏名、住所、本籍又は国籍等及び生年月日
- 二 届出者が管理者である場合にあつては、次に掲げる事項
- イ 設置者が個人である場合には、その氏名、住所、本籍又は国籍等及び生年月日
- ロ 設置者が法人である場合には、その名称及び住所並びに役員の氏名、住所、本籍又は国籍等及び生年月日
- ハ 管理者の本籍又は国籍及び生年月日
- 3 (略)
- (運転禁止処分についての報告事項)
- 第三十七条の六 法第七十七条の六の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 処分を受けた者の本籍又は国籍、氏名、生年月日及び性別
- 二 五 (略)

別記様式第十二（第十七条関係）

運転免許申請書		年 月 日
公安委員会 殿		
ふりがな		
氏名		
生年月日	年 月 日	
受けようとする免許の種類		
試験免除の該当事由		
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無	
※ 病気の症状等申告書（別紙）に記載して下さい。		
-----（この線から下には記載しないこと。）-----		
免許証の写し	[]	
氏名・生年月日	年 月 日	
本籍・国籍等		
住所		
交付	年 月 日	
年 月 日まで有効	写真	
免許の条件等		

11.0
2.0
9.0

- 備考
- 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
 - 2 試験免除の該当事由欄には、法第97条の2第1項若しくは第2項又は令第24条の5に規定する免除事由を記載すること。
 - 3 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
 - 4 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 - 6 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 7 運転免許申請書を封筒に入れて提出する場合その他病気の症状等申告書の内容を他人から見えにくくするための特別の措置が講じられている場合には、病気の症状等申告書を本紙に設けることができる。

別記様式第十二（第十七条関係）

運転免許申請書		年 月 日
公安委員会 殿		
ふりがな		
氏名		
生年月日	年 月 日	
受けようとする免許の種類		
試験免除の該当事由		
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無	
※ 病気の症状等申告書（別紙）に記載して下さい。		
-----（この線から下には記載しないこと。）-----		
免許証の写し	[]	
氏名・生年月日	年 月 日	
本籍・国籍等		
住所		
交付	年 月 日	
年 月 日まで有効	写真	
免許の条件等		

11.0
2.0
9.0

- 備考
- 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
 - 2 試験免除の該当事由欄には、法第97条の2第1項若しくは第2項又は令第24条の5に規定する免除事由を記載すること。
 - 3 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
 - 4 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 - 6 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 7 運転免許申請書を封筒に入れて提出する場合その他病気の症状等申告書の内容を他人から見えにくくするための特別の措置が講じられている場合には、病気の症状等申告書を本紙に設けることができる。

別記様式第十五（第十九条関係）

(表)

11	
7	第 号
	年 月 日交付
仮 運 転 免 許 証	
公 安 委 員 会 印	

写 真	氏 名
押出し	年 月 日生
スタンプ	
本籍又は国籍等	
住 所	

別記様式第十五（第十九条関係）

(表)

11	
7	第 号
	年 月 日交付
仮 運 転 免 許 証	
公 安 委 員 会 印	

写 真	氏 名
押出し	年 月 日生
スタンプ	
本籍又は国籍	
住 所	

(表)

有効期限	年 月 日
仮免許の種類	
免許の条件	
備 考	
注 意 事 項	
<p>1 常に交通法規を守り、安全運転に努めること。</p> <p>2 運転中は、必ずこの仮免許証を携帯すること。</p> <p>3 運転は、法令の定める資格を有する者を同乗させ、その指導の下に行うこと。</p> <p>4 運転中は、自動車の前面と後面に「仮免許練習中」の標識をつけること。</p>	

- 備考 1 用紙は、洋紙とする。
- 2 備考欄には、法第98条第2項の規定による事項、本籍、国籍等又は住所の変更その他必要な事項を記載する。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(裏)

有効期限	年 月 日
仮免許の種類	
免許の条件	
備 考	
注 意 事 項	
<p>1 常に交通法規を守り、安全運転に努めること。</p> <p>2 運転中は、必ずこの仮免許証を携帯すること。</p> <p>3 運転は、法令の定める資格を有する者を同乗させ、その指導の下に行うこと。</p> <p>4 運転中は、自動車の前面と後面に「仮免許練習中」の標識をつけること。</p>	

- 備考 1 用紙は、洋紙とする。
- 2 備考欄には、法第98条第2項の規定による事項、本籍、国籍又は住所の変更その他必要な事項を記載する。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第十六（第二十条関係）

		運転免許証記載事項変更届												年 月 日			
		公安委員会 殿															
		届出者氏名															
変更した事項	新	本籍・国籍等												氏名			
		住 所															
旧		本籍・国籍等												氏名			
		住 所															
現に受けている免許	交付公安委員会		公安委員会														
	交付年月日・番号		年 月 日											有効期間の末日			
	免許証番号		第 号														
	免許年月日・種類	第一種免許	二・小・原	年 月 日											大正	昭和	平成
		免許の種類	大 中 普 大 大 小 原 大 中 普 大 特 引 二	型 型 通 特 自 二 特 付 引 二 中 二 二 二 二	年 月 日											大正	昭和
	第二種免許	第一種免許	その他	年 月 日											大正	昭和	平成
		第二種免許		年 月 日											大正	昭和	平成
仮免許			年 月 日													平成	
免許の条件																	

- 備考 1 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
- 2 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
- 3 公安委員会の管轄区域を異にしないで住所を変更した場合は、現に受けている免許欄には交付公安委員会、交付年月日・番号及び免許証番号のみを記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第十六（第二十条関係）

		運転免許証記載事項変更届												年 月 日			
		公安委員会 殿															
		届出者氏名															
変更した事項	新	本籍・国籍												氏名			
		住 所															
旧		本籍・国籍												氏名			
		住 所															
現に受けている免許	交付公安委員会		公安委員会														
	交付年月日・番号		年 月 日											有効期間の末日			
	免許証番号		第 号														
	免許年月日・種類	第一種免許	二・小・原	年 月 日											大正	昭和	平成
		免許の種類	大 中 普 大 大 小 原 大 中 普 大 特 引 二	型 型 通 特 自 二 特 付 引 二 中 二 二 二 二	年 月 日											大正	昭和
	第二種免許	第一種免許	その他	年 月 日											大正	昭和	平成
		第二種免許		年 月 日											大正	昭和	平成
仮免許			年 月 日													平成	
免許の条件																	

- 備考 1 本籍・国籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
- 2 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
- 3 公安委員会の管轄区域を異にしないで住所を変更した場合は、現に受けている免許欄には交付公安委員会、交付年月日・番号及び免許証番号のみを記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第十七（第二十一条関係）

運転免許証再交付申請書												年 月 日	
公安委員会 長													
氏名・生年月日						年 月 日							
本籍・国籍等													
住所													
再交付を申請する理由													
交付公安委員会													
交付年月日・番号						平成 年 月 日		有効期間の末日					
免許証番号												第 号	
受けている免許	第一種免許		二種免許		年 月 日		大正		昭和		平成		
	免許の種類		大型	中型	普通	大型	小型	特別	大型	中型	普通	特別	特別
	第二種免許		その他		年 月 日		大正		昭和		平成		
	第二種免許		年 月 日		大正		昭和		平成				
	仮免許		年 月 日		大正		昭和		平成				
免許の条件													

（この線から下には記載しないこと。）

氏名・生年月日						年 月 日							
本籍・国籍等													
住所													
交付						年 月 日						写真	
年 月 日まで有効													
免許の条件等													

- 備考 1 氏名・生年月日、本籍・国籍等及び住所欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
- 2 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
- 3 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現在受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第十七（第二十一条関係）

運転免許証再交付申請書												年 月 日	
公安委員会 長													
氏名・生年月日						年 月 日							
本籍・国籍													
住所													
再交付を申請する理由													
交付公安委員会													
交付年月日・番号						平成 年 月 日		有効期間の末日					
免許証番号												第 号	
受けている免許	第一種免許		二種免許		年 月 日		大正		昭和		平成		
	免許の種類		大型	中型	普通	大型	小型	特別	大型	中型	普通	特別	特別
	第二種免許		その他		年 月 日		大正		昭和		平成		
	第二種免許		年 月 日		大正		昭和		平成				
	仮免許		年 月 日		大正		昭和		平成				
免許の条件													

（この線から下には記載しないこと。）

氏名・生年月日						年 月 日							
本籍・国籍													
住所													
交付						年 月 日						写真	
年 月 日まで有効													
免許の条件等													

- 備考 1 氏名・生年月日、本籍・国籍及び住所欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
- 2 本籍・国籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
- 3 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現在受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第十七の三（第二十八条の四関係）

再試験受験申込書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
ふりがな	氏名
生年月日	年 月 日
再試験に係る免許の種類	
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無
（この線から下には記載しないこと。）	
免許証の写し	
氏名・生年月日	年 月 日
本籍・国籍等	
住所	
交付年月日	年 月 日
免許の有効期限	年 月 日まで有効
免許の条件等	写真

6.3
1.0
2.6 9.0

- 備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
- 2 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 3 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第十七の三（第二十八条の四関係）

再試験受験申込書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
ふりがな	氏名
生年月日	年 月 日
再試験に係る免許の種類	
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無
（この線から下には記載しないこと。）	
免許証の写し	
氏名・生年月日	年 月 日
本籍・国籍等	
住所	
交付年月日	年 月 日
免許の有効期限	年 月 日まで有効
免許の条件等	写真

6.3
1.0
2.6 9.0

- 備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
- 2 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 3 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第十八（第二十九条関係）

運転免許証更新申請書		年 月 日
公安委員会 殿		
ふりがな		
氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無	
※ 病気の症状等申告欄（別紙）に記載して下さい。		
（この線から下には記載しないこと。）		
適性検査の結果		
免許証の写し		
氏名・生年月日	年 月 日	年 月 日
本籍・国籍等		
住 所		
交 付	年 月 日	写 真
年 月 日まで有効		
免許の条件等		

2.8
 9.0
 1.0
 6.3

- 備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
- 2 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 3 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 6 運転免許証更新申請書を封筒に入れて提出する場合その他病気の症状等申告欄の内容を他人から見えにくくするための特別の措置が講じられている場合には、病気の症状等申告欄を本紙に設けることができる。

別記様式第十八（第二十九条関係）

運転免許証更新申請書		年 月 日
公安委員会 殿		
ふりがな		
氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無	
※ 病気の症状等申告欄（別紙）に記載して下さい。		
（この線から下には記載しないこと。）		
適性検査の結果		
免許証の写し		
氏名・生年月日	年 月 日	年 月 日
本籍・国籍		
住 所		
交 付	年 月 日	写 真
年 月 日まで有効		
免許の条件等		

2.8
 9.0
 1.0
 6.3

- 備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
- 2 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 3 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 6 運転免許証更新申請書を封筒に入れて提出する場合その他病気の症状等申告欄の内容を他人から見えにくくするための特別の措置が講じられている場合には、病気の症状等申告欄を本紙に設けることができる。

別記様式第十八の二（第二十九条の二関係）

運転免許証の更新期間前における免許証更新申請書	
公安委員会 殿	
ふりがな	
氏名	
生年月日	年月日
免許証の記載事項の変更の有無	有・無
※ 病気の症状等申告欄（別紙）に記載して下さい。	
-----（この線から下には記載しないこと。）-----	
適性検査の結果	
免許証の写し	
氏名・生年月日	年月日
本籍・国籍等	
住所	
交付年月日	年月日
免許の条件等	写真

寸法: 縦 6.3, 横 9.0, 左余白 1.0, 底余白 2.8

- 備考
- 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
 - 2 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
 - 3 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 6 免許証更新申請書を封筒に入れて提出する場合その他病気の症状等申告欄の内容を他人から見えにくくするための特別の措置が講じられている場合には、病気の症状等申告欄を本紙に設けることができる。

別記様式第十八の二（第二十九条の二関係）

運転免許証の更新期間前における免許証更新申請書	
公安委員会 殿	
ふりがな	
氏名	
生年月日	年月日
免許証の記載事項の変更の有無	有・無
※ 病気の症状等申告欄（別紙）に記載して下さい。	
-----（この線から下には記載しないこと。）-----	
適性検査の結果	
免許証の写し	
氏名・生年月日	年月日
本籍・国籍	
住所	
交付年月日	年月日
免許の条件等	写真

寸法: 縦 6.3, 横 9.0, 左余白 1.0, 底余白 2.8

- 備考
- 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
 - 2 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
 - 3 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 6 免許証更新申請書を封筒に入れて提出する場合その他病気の症状等申告欄の内容を他人から見えにくくするための特別の措置が講じられている場合には、病気の症状等申告欄を本紙に設けることができる。

別記様式第十九の三の五（第三十条の五関係）

出 頭 命 令 書					
道路交通法第104条の3第2項の規定により、あなたに下記のとおり出頭を命じます。					
命 令 日 時	年 月 日 午 前 時 分 後				
出 頭 日 時	年 月 日 午 前 時 分 後				
出 頭 場 所					
命令者の所属、階級及び氏名					㊟
氏 名	生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)		職 業	
	本 籍				
	住 所				
	免許証	第 号		平成 年 月 日 公安委員会交付	

備考 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。

別記様式第十九の三の五（第三十条の五関係）

出 頭 命 令 書					
道路交通法第104条の3第2項の規定により、あなたに下記のとおり出頭を命じます。					
命 令 日 時	年 月 日 午 前 時 分 後				
出 頭 日 時	年 月 日 午 前 時 分 後				
出 頭 場 所					
命令者の所属、階級及び氏名					㊟
氏 名	生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)		職 業	
	本 籍				
	住 所				
	免許証	第 号		平成 年 月 日 公安委員会交付	

備考 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍を記載すること。

別記様式第十九の三の六（第三十条の七関係）

免許証保管証（番号）													
交付日時	年 月 日 午 前 時 分 後												
出頭日時	年 月 日 午 前 時 分 後												
出頭場所													
交付者の所属 階級及び氏名	Ⓜ												
氏名	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）										職業	
	本 籍 住 所												
	免許証 第 号	平成 年 月 日 公安委員会交付											
免許年月日	第一種免許	二・小・原	昭和・平成	年	月	日							
	その他	昭和・平成 年 月 日											
	第二種免許	昭和・平成 年 月 日											
免許の種類	有無												
	種 類	大	中	普	大	大	小	原	け	大	中	普	大
免許の条件													
備考													
1 この保管証の有効期間は、あなたが出頭日時として指定された日時（あなたが指定された日時までに指定された場所に出頭したときは、その出頭した時）までの間となります。													
2 この保管証は、有効期間中は運転免許証とみなされるものですから、運転するときは、必ず携帯していなければなりません。													
3 この保管証の有効期間が満了したときは、直ちに警察官に返納しなければなりません。													

- 備考 1 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
- 2 免許の種類欄の略語の意味は、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 免許の種類欄の有無の欄には、現に受けている免許の種類を表す略語の上部に「1」を、その他の略語の上部に「0」をそれぞれ記載すること。
- 4 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九の三の六（第三十条の七関係）

免許証保管証（番号）													
交付日時	年 月 日 午 前 時 分 後												
出頭日時	年 月 日 午 前 時 分 後												
出頭場所													
交付者の所属 階級及び氏名	Ⓜ												
氏名	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）										職業	
	本 籍 住 所												
	免許証 第 号	平成 年 月 日 公安委員会交付											
免許年月日	第一種免許	二・小・原	昭和・平成	年	月	日							
	その他	昭和・平成 年 月 日											
	第二種免許	昭和・平成 年 月 日											
免許の種類	有無												
	種 類	大	中	普	大	大	小	原	け	大	中	普	大
免許の条件													
備考													
1 この保管証の有効期間は、あなたが出頭日時として指定された日時（あなたが指定された日時までに指定された場所に出頭したときは、その出頭した時）までの間となります。													
2 この保管証は、有効期間中は運転免許証とみなされるものですから、運転するときは、必ず携帯していなければなりません。													
3 この保管証の有効期間が満了したときは、直ちに警察官に返納しなければなりません。													

- 備考 1 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍を記載すること。
- 2 免許の種類欄の略語の意味は、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 免許の種類欄の有無の欄には、現に受けている免許の種類を表す略語の上部に「1」を、その他の略語の上部に「0」をそれぞれ記載すること。
- 4 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九の三の八（第三十条の九関係）

運転免許取消申請書		年 月 日
公安委員会 殿		
ふりがな	氏 名	
生年月日	年 月 日	
取消しを申請する免許の種類		
※受けたい他の免許の種類		
免許証の記載事項の変更の有無		
有 ・ 無		
-----（この線から下には記載しないこと。）-----		
免許証の写し		
	氏名・生年月日	年 月 日
	本籍・国籍等	
	住 所	
	交 付	年 月 日
	年 月 日	日まで有効
免許の条件等	写真	

↑
6.2
↓
↑
1.0
↓

←
2.8
→
←
9.0
→

- 備考
- 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
 - 2 ※印の欄には、受けたい他の免許の種類がある場合に、その免許の種類を記載すること。
 - 3 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
 - 4 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 - 6 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第十九の三の八（第三十条の九関係）

運転免許取消申請書		年 月 日
公安委員会 殿		
ふりがな	氏 名	
生年月日	年 月 日	
取消しを申請する免許の種類		
※受けたい他の免許の種類		
免許証の記載事項の変更の有無		
有 ・ 無		
-----（この線から下には記載しないこと。）-----		
免許証の写し		
	氏名・生年月日	年 月 日
	本籍・国籍等	
	住 所	
	交 付	年 月 日
	年 月 日	日まで有効
免許の条件等	写真	

↑
6.2
↓
↑
1.0
↓

←
2.8
→
←
9.0
→

- 備考
- 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
 - 2 ※印の欄には、受けたい他の免許の種類がある場合に、その免許の種類を記載すること。
 - 3 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
 - 4 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 - 6 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第十九の四の二（第三十一条の五関係）

（表）

自動車教習所の届出書		年 月 日
公安委員会 殿 道路交通法第98条第2項の規定により届出をします。 届出者の氏名又は名称及び住所		
①		
（ふりがな）		
自動車教習所の名称		
自動車教習所の所在地		〒（ ） （ ） 局 番
設	（ふりがな）	
	氏名又は名称	
住	住 所	〒（ ） （ ） 局 番
	個 人	本 籍・国 籍 等 生 年 月 日 年 月 日生
置 者	代 表 者	（ふりがな）
		氏 名
		住 所
		本 籍・国 籍 等 生 年 月 日 年 月 日生
	置 者	（ふりがな）
		氏 名
置 者	住 所	
	本 籍・国 籍 等 生 年 月 日 年 月 日生	

別記様式第十九の四の二（第三十一条の五関係）

（表）

自動車教習所の届出書		年 月 日
公安委員会 殿 道路交通法第98条第2項の規定により届出をします。 届出者の氏名又は名称及び住所		
①		
（ふりがな）		
自動車教習所の名称		
自動車教習所の所在地		〒（ ） （ ） 局 番
設	（ふりがな）	
	氏名又は名称	
住	住 所	〒（ ） （ ） 局 番
	個 人	本 籍・国 籍 等 生 年 月 日 年 月 日生
置 者	代 表 者	（ふりがな）
		氏 名
		住 所
		本 籍・国 籍 等 生 年 月 日 年 月 日生
	置 者	（ふりがな）
		氏 名
置 者	住 所	
	本 籍・国 籍 等 生 年 月 日 年 月 日生	

(表)

設 置 者	法人に あ つ て は そ の	(ふりがな)	
		氏 名	
		住 所	
		本籍・国籍等	
	役 員	生 年 月 日	年 月 日生
		(ふりがな)	
		氏 名	
		住 所	
	管 理 者	本籍・国籍等	
		生 年 月 日	年 月 日生
		(ふりがな)	
		氏 名	
管 理 者	(ふりがな)		
	氏 名		
	住 所	〒() () 局 番	
	本籍・国籍等		
管 理 者	生 年 月 日	年 月 日生	

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
- 3 設置者が個人の場合には個人の欄に、法人の場合には法人の欄にそれぞれ記載すること。
- 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(表)

設 置 者	法人に あ つ て は そ の	(ふりがな)	
		氏 名	
		住 所	
		本籍・国籍	
	役 員	生 年 月 日	年 月 日生
		(ふりがな)	
		氏 名	
		住 所	
	管 理 者	本籍・国籍	
		生 年 月 日	年 月 日生
		(ふりがな)	
		氏 名	
管 理 者	(ふりがな)		
	氏 名		
	住 所	〒() () 局 番	
	本籍・国籍		
管 理 者	生 年 月 日	年 月 日生	

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 本籍・国籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍を記載すること。
- 3 設置者が個人の場合には個人の欄に、法人の場合には法人の欄にそれぞれ記載すること。
- 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第二十（第三十五条関係）

指定自動車教習所の指定申請書	
年 月 日	
公安委員会殿	
住 所 申請者 氏 名 印	
指定を受けようとする教習所の名称及び所在地	
指定を受けようとする教習に係る免許の種類	
管 理 者	本籍・国籍等
	住 所
	氏 名
添 付 書 類	年 月 日生

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。

別記様式第二十（第三十五条関係）

指定自動車教習所の指定申請書	
年 月 日	
公安委員会殿	
住 所 申請者 氏 名 印	
指定を受けようとする教習所の名称及び所在地	
指定を受けようとする教習に係る免許の種類	
管 理 者	本籍・国籍
	住 所
	氏 名
添 付 書 類	年 月 日生

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。

別記様式第二十三（第三十八条の六関係）

免許証保管証(番号)												
交付日時		平成 年 月 日 午 時 分										
交付者の所属、階級及び氏名		〇										
氏名	生年月日	年 月 日生(歳)						職業	出 頭			
	本籍							日時	場所			
	住所											
	免許証	第 号						平成 年 月 日 公安委員会交付				
有効期限	平成 年 月 日										備考 1 この保管証は、有効期間中は運転免許証とみなされるものですから、運転するときは、必ず携帯していなければなりません。 2 運転免許証は、あなたが指定された日時及び場所に出頭したときに、この保管証と引換えに返還します。	
免許年度 月 日	第一種免許	昭和・平成 年 月 日										
	その他	昭和・平成 年 月 日										
第二種免許	昭和・平成 年 月 日											
免許の種類	有無											
	種別	大	中	大	大	小	原	大	中	大	付	
免許の条件		型	型	通	特	二	特	付	引	二	二	

- 備考 1 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
- 2 免許の種類欄の略語の意味は、別表第2に定めたとおりとする。
- 3 免許の種類欄の有無の欄には、現に受けている免許の種類を表す略語の上部に「1」を、その他の略語の上部に「0」をそれぞれ記載すること。

別記様式第二十三（第三十八条の六関係）

免許証保管証(番号)												
交付日時		平成 年 月 日 午 時 分										
交付者の所属、階級及び氏名		〇										
氏名	生年月日	年 月 日生(歳)						職業	出 頭			
	本籍							日時	場所			
	住所											
	免許証	第 号						平成 年 月 日 公安委員会交付				
有効期限	平成 年 月 日										備考 1 この保管証は、有効期間中は運転免許証とみなされるものですから、運転するときは、必ず携帯していなければなりません。 2 運転免許証は、あなたが指定された日時及び場所に出頭したときに、この保管証と引換えに返還します。	
免許年度 月 日	第一種免許	昭和・平成 年 月 日										
	その他	昭和・平成 年 月 日										
第二種免許	昭和・平成 年 月 日											
免許の種類	有無											
	種別	大	中	大	大	小	原	大	中	大	付	
免許の条件		型	型	通	特	二	特	付	引	二	二	

- 備考 1 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍を記載すること。
- 2 免許の種類欄の略語の意味は、別表第2に定めたとおりとする。
- 3 免許の種類欄の有無の欄には、現に受けている免許の種類を表す略語の上部に「1」を、その他の略語の上部に「0」をそれぞれ記載すること。